

令和4年度

第1回飯田市土地利用計画審議会・第1回飯田市都市計画審議会

日時：令和4年4月27日（水）10：00～

場所：飯田市役所A棟2階 第2委員会室

1. 開 会

10時00分

○近藤 定刻となりましたので、ただいまから飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しまして、1時間程度を目安に行いたいと考えております。委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日お配りしました資料は、会議次第、審議会委員等名簿と座席表、当日配布資料1-1から1-4、当日配布資料2-1から2-4でございます。

資料に不足などがございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2. 理事者あいさつ

○近藤 それでは、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 皆様おはようございます。

本日は本年度第1回目の土地利用計画審議会、都市計画審議会ということで委員の皆様には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度初めての委員会となりますが皆様のお手元に任命書を交付させていただいておりますが、令和3年12月から令和5年12月と2年間の任期で委員の皆様にはお願いいたします。多くの委員の皆様は引き続きということでございますので、よろしくお願いたしたいと思います。また、南信州アルプスフォーラムから古田委員に新たに参加していただきましてありがとうございます。

非常に変則的な会議室の状況となっております、ご迷惑をおかけいたします。

コロナ禍におきまして、市役所でも分散勤務を行っております、いつも会議の場所

で使っている3階の会議室も勤務が入っておりますので、こちらの委員会室を議会の方からお借りして今日使っているという形になります。横から説明させていただくような変則的な格好になってしまい申し訳ありませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

都市計画審議会、土地利用計画審議会につきましてはかねて申し上げていますように非常に重要な会議でございます。特に飯田市におきましてはこれから10年の間にリニアが通りあるいは三遠南信自動車道が全通するという大きな交通インフラが通ってくるそういった中でどういった街の設計図を描くのか、そういうことをお諮りするということになります。

あまり形式的にならないようにということで諮問させていただく前に勉強会の格好で十分意見交換させていただいた上で諮問をし、そういうやり方をさせていただいておりまして、本日も今後諮問をして答申をしていただくことになる飯田南道路他の案件について勉強会という形で今日は協議をお願いしたいと思っております。

先ほど申し上げましたようにこの地域の将来図を描いていく、街の設計図を作っていく。そういう大変重要な審議会でございますので、是非忌憚のないご意見をいただいてそれを反映したまちづくりをしていきたいという風に思っておりますので、どうか委員の皆様にはそれぞれの立場からご発言をいただければと思っております。これから2年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(会議の成立について)

○近藤　ここで、委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

土地利用計画審議会委員13名のうち11名、都市計画審議会委員22名のうち19名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨、お伝えいたします。

なお、高瀬委員、今村委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、本日専門委員の皆様にもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、鈴木専門委員、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、佐藤委員の代理で土屋事業対策官に、太田委員の代理で山崎整備課長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

3. 任命書の交付

○近藤　それでは、任命書の交付となります。

任命書の交付を行うのは、昨年12月13日で2年間の任期が満了となったため、新た

に任命書の交付を行います。感染防止に配慮した会議時間短縮等のため、任命書はあらかじめ机上にご用意させていただいております。任期につきましては、令和5年12月14日までとなっております。よろしくお願いいたします。

4. 議席番号の決定

○近藤 続きまして、議席番号の決定ですが、あらかじめ事務局で抽選を行わせていただきました。結果は委員名簿のとおりです。よろしくお願いいたします。

5. 会長の選任

○近藤 続きまして、会長の選任でございます。都市計画審議会と土地利用計画審議会は、審議内容が重複すること、また基本的には同日開催していることから、事務局といたしましては同じ方に両審議会会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

会長は学識経験者の中から選任することとなっておりますので、委員名簿をご確認ください。

それでは、会長に立候補される方は、挙手をお願いいたします。

(立候補者なし)

ないようですので、事務局よりご提案させていただきますがよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○牧内地域計画課長 事務局案として、都市計画審議会会長、土地利用計画審議会会長を大貝委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

○近藤 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、大貝委員は会長席へご移動をお願いいたします。

6. 会長あいさつ

○近藤 それでは、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 ただいま、新たに会長に選出されました大貝です。

飯田市の土地利用計画審議会そして都市計画審議会、両方の進行と運営等をさせていただきますので、皆さんよろしくお願いいたします。

この審議会は、先ほど市長からもお話しがありましたようにリニア時代そして、三遠南信自動車道が開通する新たな時代を見据えたまちづくりが想定されているということでもあります。

私も長年都市計画、街づくり、いろんなことに携わってきておりますので、会長として、この審議会の中で慎重かつ建設的な議論ができますように努めていきたいと思っております。何卒皆様のご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本日は先ほどもありましたように協議事項でございます。諮問事項ではありませんので、忌憚のない活発な意見を皆様方から期待しております。よろしく願いいたします。

簡単ですけど、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○近藤 ありがとうございます。

7. 職務代理者の指名

○近藤 続きまして、職務代理者を大貝会長より指名していただきます。都市計画審議会の職務代理者及び土地利用計画審議会の職務代理者の指名をお願いします。

○大貝会長 それでは、職務代理者を指名させていただきます。都市計画審議会及び土地利用計画審議会の職務代理に高瀬委員と鈴木真由美委員の、お二人を指名させていただきます。よろしくをお願いします。

○近藤 ありがとうございます。なお、高瀬委員は本日欠席されておりますが、事前に事務局の方で職務代理の指名について、確認させていただいております。

また、今回より職務代理者を2名とさせていただいておりますので、お願いいたします。

8. 協議事項

○近藤 これより「8. 協議事項」に移りますが、勉強会として、次回審議会で諮問を予定しております案件について、事務局よりご説明させていただきます。ここで、報道機関の皆様は退席をお願いします。

以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

○大貝会長 これより協議事項に移りますが、事務局よりはじめに本日の協議事項、勉強会の持ち方について説明していただき、引き続き1番目の協議事項である国道153号飯田南道路の都市計画決定の手続きについて説明をお願いいたします。

○牧内地域計画課長 事務局より本日の勉強会のもち方についてまず説明させていただきます。

本日の勉強会は、次回の審議会で審議事項として諮問を予定しております、(1) 国道153号飯田南道路の都市計画道路の手続きについてと、(2) 都市計画道路8・7・2号西の原殿岡線の廃止及び用途地域の変更についての2点で今後、原案としてパブコメなど法令の手続きに入る前の段階において審議会委員の皆様にご説明させていただくものです。

説明の後、質疑の時間を取りますので、次回の審議内容について理解を深めていただければと思います。従って本日決定するものではございません。

このようなスタイルでこれまでも行ってきておりまして、今後もそのように行っていくしますので、よろしく願いいたします。

まず、協議事項(1)飯田南道路につきましては、令和5年度の事業化に向けまして、県の都市計画決定の手続きを本年度中に行うに当たりまして、県より市へ意見聴取が行われます。次回の審議会での意見聴取を踏まえまして、市として回答を行っていく予定であります。

協議事項(2)西の原殿岡線の廃止等につきましては、市が決定するものでありまして、次回の審議会で諮問するものでございます。

また、協議事項(1)飯田南道路のスケジュールにつきましては、現時点では県都市計画審議会の開催日程は、国・県・市で調整中でございます。このため、後程、説明する資料には日程については記載してございませんので、あらかじめご了承願います。

それでは、協議事項(勉強会)の説明に入りますので、よろしく願いいたします。

○毛利建設部参事 建設部参事の毛利でございます。よろしく願いいたします。

国道153号飯田南道路の都市計画決定の手続きについて説明いたします。

配布資料の1-1をご覧ください。最初に本日の説明趣旨を説明いたします。

国道153号飯田南道路は、現在の国道153号のバイパスとして令和2年2月に国からルート帯が示されました。

飯田市では飯田市の広域道路ネットワークの一環を成す国道153号飯田南道路を都市構造の骨格として明確化するため、令和3年10月に飯田市の土地利用方針を変更いたしまして、位置付けたところでございます。

その後、飯田市では飯田南道路の早期事業化に向けまして、国及び県と調整を図りつつ、ルート案等について地域住民の皆様へ複数回にわたり説明を行いまして、合意形成を図って参りました。

今後は県におきまして都市計画案を作成し、法定の手続きが進められることとなります。本日は次回の飯田市都市計画審議会にて意見聴取させていただく内容につきまして事前に説明させていただくものでございます。

次にこれまでの主な経過を説明させていただきます。

令和2年2月に国からルート帯案が示されまして、令和3年3月にルート帯案の住民説明会を3回開催いたしました。

その後、7月9日に飯田市土地利用審議会・都市計画審議会の勉強会におきまして、ルート案の住民説明会の開催について説明させていただきまして、翌7月19日から21日にかけて、3回の住民説明会を開催し、地域住民の皆様へ飯田南道路のルート案の説明を行いました。

住民説明会では、複数の意見をいただきまして、主な意見3件を説明させていただきます。

1つ目は、「二ツ山トンネル内に歩道を設置してほしい」というご意見でした。

こちらの意見に対しましては現在、国及び県と調整を行っているところでございますけれど、歩道計画を再考いたしましてトンネル内に歩道を設置する方向で検討を進めているところでございます。

2つ目は、「市道島垣外宮ヶ洞線へ交差点を設置してほしい」そして、「市道島垣外宮ヶ洞線付近の盛土構造を平面構造へ変更してほしい」とのご意見でした。

こちらの意見に対しましては、道路利用者の安全性、快適性等の観点から急なカーブや坂を設けない交差点での事故の軽減、また、冬期路面を考慮し、極力、停止線を設けない等、それ以外にも道路で分断された地区間を往来できるようにするため、複数の横断ボックスの設置を計画しておりまして、盛土構造としているという状況がございまして、こういった各種要件に配慮するということから地域住民の皆様に対しまして現在の道路構造でご理解いただきたいという旨を説明させていただいております。

3つ目は、「山本田府地区におきまして飯田南道路の盛土構造と併せて沿道も盛土し、沿道の土地を有効利用してほしい」とのご意見でした。

こちらの意見に対しましては、地権者の方の考え方などを聞きながら、飯田市においても検討を予定しておりまして、引き続き山本地区と協議を進めて参りたいと考えているところでございます。

以上が主な意見の内容でございます。

次に7月に開催しました3回の住民説明会の開催結果を伊賀良地区、山本地区の両地区へ報告を行っております。

10月11日に飯田市土地利用審議会、都市計画審議会におきまして飯田南道路を飯田市の土地利用計画方針につけることについての諮問答申を行いまして、10月22日に飯田南道路を飯田市の土地利用基本方針へ新規路線として位置付けております。

10月以降も地域住民の方と協議を進めまして、引き続きルート案や構造の説明等を重ねまして地域の合意形成を図って参りました。

続きまして、令和3年7月に開催して住民説明会で説明をいたしました、国道153号の飯田南道路のルート原案につきましてスクリーンの方にて説明させていただきますので、正面のスクリーンの方をご覧いただきたいと思います。(配布資料なし)

説明内容ですが、検討コンセプトとルート原案の設定について説明いたします。

まず、1つ目の「検討コンセプト」ですが、ルートの位置を選定する際の考え方や、ルートの位置を選定する際に配慮した内容を説明いたします。

2つ目「ルート原案の設定」では、行政側で選定したルートの構造や位置をお示ししながら説明いたします。

「設計コンセプト」として、3点を設定しています。

まず1つ目は「安全で円滑な道路」を目指します。

道路が急なカーブとならないように、また停止と発進が頻繁に生じないように、交差点はまちづくりと一体となって整備される都市計画道路に設ける計画としております。

2つ目は「地域性への配慮」です。

特に、冬期の路面凍結を考慮しまして、急な坂を作らないようにし、また交差点は、交差する道路の途中で道路勾配の緩い位置を道路交差させ、坂の途中で停止線を作らないよう配慮しています。

また、飯田南道路の建設により、現在使っている道路が分断される場合がございます。この場合につきましては全ての箇所ではございませんが、横断ボックスを設ける計画としております。

3つ目は「生活や自然などの環境に配慮」というものでございます。

大型の工場や寺社仏閣などを回避してルートを計画しています。二ツ山のトンネルでは、過去にJR(旧国鉄)が建設しました未使用トンネルを可能な限り利用する計画としております。また、飯田南道路の近隣に生息する動植物への影響を小さくするよう配慮いたします。こちらは、お話ししました配慮事項をお示ししたものです。

山本小学校北交差点から、飯田IC東交差点を結ぶ道路で、途中、都市計画道路の時又中村線と熊野殿岡線に交差点を設けております。

他の道路との接続を数多く設けず、そして歩道を設置し、道路が急なカーブとならないように、また坂をゆるやかにすることで停止や発進、減速や加速の機会を減らし、渋滞や事故の低減につなげる考えでございます。また、定時性も確保できます。

次に、「地域性への配慮」事項をお示ししたものです。

冬期の凍結に配慮しまして、下り坂の途中で停止線を設けないことや、人と車が出会

う箇所を少なくする。また、従来利用されていた道路は、全てではありませんけれど横断ボックスによって通行していただけるように計画しております。

横断ボックスを設置することにより、極力、地域が分断されないよう配慮するとともに、これまで通り、飯田南道路を安全に横断することが可能となります。

次に、「生活や自然環境への配慮」事項をお示ししたものです。

全ての建物に影響の無いように道路を計画することは出来ないのですが、極力、住民の方々のお家への影響が少なくなるよう配慮しながら、また地域の寺社仏閣などの文化施設、工場など大型施設を避けまして、ルートを選定しております。

二ツ山トンネルも、極力、改変範囲が少なくなるようにルートを設定しております。

次にルート原案について詳しく説明いたします。

こちらが設定したルートでございます。

後程、もう少し詳しい図面で説明いたしますが、黄色の点線が令和2年2月に設定しましたルート帯案でありまして、赤色の実線が令和3年7月に設定した飯田南道路のルート原案となります。

こちらは、設定したルートを、構造形式ごとに色分けしております。

赤色の区間は、現在の地表面より、5m以上高くなる区間でございます。

緑色の区間は、現在の地表面より、上下に5m以内の区間でございます。

青色はトンネル区間となります。

上の黒色の引き出し線は飯田南道路を含めまして、今回、都市計画を決定する区間でございます。

下の黒色の引き出し線、飯田南道路、約5kmと記載されている区間が今回、飯田南道路を新たに整備する区間でございます。

なお、山本小学校北交差点から飯田山本ICまでの区間につきましては、現在のところ、新たな整備は予定しておりません。

こちらは、飯田南道路の計画概要です。

都市計画道路の名称ですが、都市計画決定の手続きに至った時点で記載されますので、現在は空白となっております。

道路の種別は、第3種第2級（その他道路）という種別でございます。

事業区間は、起点：長野県飯田市山本～終点：長野県飯田市北方となります。

道路延長は、約5.3km。構造形式は、嵩上式、掘割式、地下式、地表式の4種類となっております。車線の数は、4車線、設計速度は、60km/hでございます。嵩上式は

5 m以上高くなり、主に橋や盛土構造となります。堀割式は、今回整備区間にはございません。地下式はトンネル区間でございます。地表式は、現在の地表面からの高低差が5 m未満の区間でございます。

こちらは、ルートの詳細となりまして順に説明いたします。

赤く着色した範囲が、今回、都市計画道路幅として決定されることとなります。

黒色で記載している、盛土や側道につきましては、今後現地を測量させていただいたあと、再度設計しまして道路構造を確定いたします。

こちらの区間のルートは、盛土と橋により国道 153 号線の山本小学校北交差点から東方向に進みまして宮沢川、久米川を跨ぎ、観音沢川を渡った直後に二ツ山のトンネル区間と入っていきます。過去に JR（旧国鉄）が建設しましたトンネルは、図面の上側のトンネルとほぼ重なっております。

こちらは二ツ山のトンネル区間となっております。

続きまして、二ツ山から県道時又中村線付近までの区間になります。

二ツ山のトンネル区間を抜けますと、高低差がありますので盛土構造となります。

その後、県道時又中村線と平面交差するため、徐々に下っていきます。

なお、お寺などを避けつつ、時又中村線との交差する位置については、坂の途中で停止位置を設けないように計画しているため、交差点は現在の位置となります。

過去に JR（旧国鉄）が建設しました盛土区間は利用しない計画となっております。

続きまして、県道時又中村線付近から新川付近までの区間となります。

こちらの区間では、停止・発進箇所を減らすこと、また道路の勾配についても、急な坂にならないよう、考慮した計画となっております。

地域が分断されないよう、東西方向の行き来ができるよう盛土構造としておりまして、3 か所に横断ボックスの設置を計画しております。

続きまして、新川付近から終点となります飯田 IC 東交差点までの区間でございます。

こちらの区間につきましては、市道熊野殿岡線、飯田バイパスと2 か所で平面交差する計画となっております。そのため、ほぼ現在の地表面と同じくらいの高さとなる予定でございます。

続きまして、交差点計画につきまして改めて説明させていただきます。

4 か所で平面交差する計画となっております。

1 箇所目は、左端の飯田南道路の起点となる、山本小学校北交差点です。

2 箇所目は、右端の飯田南道路の終点となる、飯田 IC 東交差点です。

3 箇所目は、県道時又中村線との交差点です。

4 箇所目は、市道熊野殿岡線との交差点です。

起終点以外の平面交差（県道時又中村線と、市道熊野殿岡線の平面交差）の検討に際しましては、交差点が多いと渋滞や事故の要因となり得ること、また、地域を通過する車がスムーズに通過出来ること、また、県道時又中村線及び市道熊野殿岡線の沿線には、大きな住宅街を抱えている道路でございますので起終点以外の平面交差は、県道時又中村線と市道熊野殿岡線の2箇所としております。

最後に、歩道整備計画について説明させていただきます。

まず、①の区間の山本小学校北交差点から過去に JR（旧国鉄）が建設したトンネルがございます。山本小学校への通学路がある区間でございますが、こちらの区間は歩道を両側に設置する計画としております。山本小学校交差点から宮沢川付近までは道路と同じ高さとしまして、宮沢川から久米川までは、現在の家屋などがある高さを計画しております。

次に、②の区間の JR の鉄道敷から時又中村線までの区間でございます。こちらの区間はトンネル及びトンネル前後区間でありまして、高低差も大きい状況でございます。ですので、7月に開催した地元説明会の時には、歩道は設置しない計画として説明させていただきました。その後、地元説明会の方で歩道設置してほしいというご意見を複数いただきましたので、現在、歩道の設置について国及び県と調整を行っている状況でございます。

次に、③の区間の時又中村線から飯田 IC 東交差点までの区間でございますけれど、こちらの区間は住宅や各種施設、工場等が隣接しておりますので、歩道を道路の両側に設置する計画としております。

なお、高低差がある時又中村線との交差点から島垣外線付近までの区間につきましては、歩道は盛土の下に計画し、島垣外線付近から飯田 IC 東交差点までは道路と同じ高さに歩道を設置する計画としておりますけれど、こちらの区間につきましても歩道設置の位置等につきまして現在、国及び県と調整を図っているところでございます。

以上が国道 153 号飯田南道路の都市計画決定の手続きに関するこれまでの主な経過でございます。

○牧内地域計画課長 引き続き今後のスケジュールについて当日配布資料 1 - 2 をご覧いただきたいと思っております。

上段が市が行う手続き、下段が県が行う手続きとなっております、本日の審議会は

赤枠の部分になります。その横の都市計画の案の内容となる事項の申し出については令和3年12月22日付で変更しました、飯田市土地利用基本方針（市都市計画マスタープラン）に位置付けた飯田南道路を都市計画道路の新規路線として、県決定いただけますよう市から申し出るものでございます。

当日資料配布1－3をご覧くださいと思います。

こちらの図は都市計画道路の見直し方針の図となっております、飯田市土地利用基本方針（飯田市都市計画マスタープラン）に位置付けた内容であります。市の道路網構想の放射道路軸として飯田南道路はピンク色の点線で示してございます。

資料1－2にお戻りいただきまして、現在、都市計画の案の内容となる申出、本日の勉強会の時点になっておりまして、その後、下段の県が行う手続きに入っていきます。

県に都市計画の案を作成していただきまして、都市計画の手続きに入っていくようになってまいります。

その後、公聴会終了後、県から市町村への意見聴取が行われますので、次回の審議会で諮問し、審議会としての意見を伺う予定でございます。

最終的に県都市計画審議会を経て、県決定の手続きを年度内に完了していく予定でございます。

説明は以上です。

○大貝会長 はい。どうもありがとうございました。

丁寧にご説明いただいたと思います。只今説明のありました、この国道153号飯田南道路の都市計画決定の手続きについて、ここから質疑を行いたいと思います。

まず、いつものように質問から受け付けまして、その後、ご意見を伺うということにしたいと思います。

会議自体1時間を予定しているという事務局からの話がありましたので、この質疑については10分程度でお願いしたいと思っております。

まず、ご質問があれば挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 今、説明の中で配慮することの3番目に地域の人たちへの生活と自然環境への配慮と話があったかと思いますが、この自然環境のことではありますが、配慮するにしても、この種の工事に付きまとう、環境アセスの事業から実際どの程度やるのでしょうかということでもあります。座光寺上郷道路のリニア駅と座光寺スマートインターとの間の工事では、距離が非常に短いので国の環境アセスの対象には入っていないのですが、県はかなりしっかり環境アセスの調査をしまして、県のレッドデータに指定されているような

種が何種かありましたし、そういうのに対する手当もしております。そのようなことを考えると環境文化都市を表明している飯田市は、その辺のこともできたらやっていただけたらという思いがあるわけですが、いかがでしょうか。以上でございます。

○大貝会長 はい。ありがとうございます。

では、これについて事務局からお願いします。

○毛利参事 今のご質問のございました件につきまして、ご説明させていただきます。

飯田南道路につきましては環境影響評価法に定められる事業としまして一種事業及び二種事業という定めがあるのですが、このどちらにも該当しない事業でございます。

しかしながら、環境への配慮はとても大切でございますので、環境影響評価法に準じた環境調査を自主的に事業者の方で実施する予定でございます。

具体的には、動植物はもちろんですが、水関係でしたり、地元の方から言われておりますトンネル掘削後の汚水ですとか、土の関係とか、地元から心配されている項目につきまして環境調査を行うことと併せまして事前に事業者の方で独自に調査を行う予定でございます。

○大貝会長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○大貝会長 その他、どうぞ。新井委員。

○新井委員 2番、新井信一郎です。2点質問をお願いします。

私もこのバイパスの意味を忘れてしまうと後々の悲しい事故、事案等に発生すると思いますので、少し厳しくいかないといけないかと私は思っております。そういった中で数々のご配慮いただいております。

まず、1点目、検討コンセプトからあります、横断ボックスのお話が多々ご配慮いただいております。そのあたりのことよく言われるのがボックスの中、特に小中学生、学生さんが通るようなところは、防犯関係で暗くて非常に怖いこと。

あとはボックスの大きさ、それが将来性の発展が見越せるのか見越せないのか。我々は中央自動車道で多くのボックスを抱えておりますが、中にはなぜこんなサイズなんだろうという、大きい分にはいいですよ。狭くてビックリするようなところが意外とあったりするのです。

そのようなところのご配慮、その辺りについてのボックスの関係の説明をお願いします。

次に、平面交差になろうかと思いますが、小学校等々の近く、歩行者の多いところの

交差点は大きな交差点になろうかと思えます。そのあたりは横断歩道橋が設けられるのかどうなのかをお伺いすると、トンネル内に歩道がないと説明がありましたが、その意味はなにか特段意味があって歩道をなしにしたのかお伺いをいたします。

○大貝会長 はい。それでは、現時点でお答えできる範囲で話があるかと思えます。

事務局からお願いします。

○毛利参事 大きく2つ、項目としては3項目ですね。防犯関係、道路の横断ボックスのサイズ、幅員の関係、3つ目は平面区間の小学校付近に立体横断施設道ができるのかどうかということでございます。

3点とも、今は都市計画決定を行って、今後、事業化するという段階でございまして、基本的には事業化した後に具体的に検討を行って、測量と設計を行って決まっていくこととなりますが、まず、1点目、横断ボックス内の防犯の関係でございまして。測量設計をしまして、事業者の方でも地域の皆様に再度、計画の説明会がなされます。その中でも多分ご意見が防犯上、横断ボックスは暗いと困ると防犯に配慮してほしいという意見が出るかと思えますし、7月の住民説明会でもそういった意見が出されました。今後設計するとき、地域の皆さんから同じ意見をいただいておりますので、防犯に配慮した計画を事業者と飯田市が協議をして、どこに照明をつけようとかそういったことを対応して参りたいと考えております。

2つ目の横断ボックスの大きさについては、幅や高さの関係でございまして、現在のところ、横断ボックスにつきましては、道路幅員の規定に従いまして原則4mで考えております。横断ボックスの高さにつきましては道路構造令に規定されている建築限界が4.5mと決められておりますので、4.5mの高さを計画しているところでございます。

具体的には設計はまだこれからでございまして、一般的な幅と高さの規定でございまして。

3番目の小学校付近の立体横断施設でございまして、こちらにつきましても7月の住民説明会の方で委員のおっしゃるとおり、小学校の付近では、今後、飯田南道路ができますと、中央分離帯が出来まして、これまで通り横断ができなくなってしまうので、横断できる施設を検討してほしいという意見をいただいております。

そういったご意見は国及び飯田市の方でも共有してございまして、今後事業化した後に、また検討、必要に応じ設計に入っていきたいと考えてございまして、いずれにしても事業化のあとの検討になりますが、地域の皆様のご意見は重々承知しているところでございます。以上です。

○新井委員 はい。ありがとうございました。

○大貝会長 よろしいでしょうか

○新井委員 はい。大丈夫です。

○大貝会長 今の点、生活環境上、非常に重要なことだと思いますので、審議会でこういう意見があったということを伝えてもらいたいと思います。

その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○白子委員 8番の白子です。質問というか意見なんですけれども、今のご説明の中で景観への配慮っていう点、視点での説明があまりなかったかと思います。これも今後、検討されていくことかと思いますが、是非、景観に配慮した設計、デザインというものを考えていっていただきたいと思います。

それから、新井委員のご指摘のあった平面交差のところで、歩行者が階段を上がっていくか、逆に車が下を潜るかといったときに、私は車が下を潜って歩行者は平らに渡れる方が人に優しいのではないかと思っております。また、緑を取り入れるということも考えていただきたいかと思います。その辺、今現時点でお考えになっていることがあればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○大貝会長 景観への配慮と人に優しい道路の在り方というなかなか難しいかもしれませんがいかがでしょうか。

○毛利参事 今、ご意見いただきました。景観につきましては、おっしゃるとおりでございます。今後、事業化した後になりますけれども、道路の設計に関しまして可能な限り配慮するように市からも事業者の方にお伝えして参りたいと思います。

2つ目の歩行者が立体横断施設を使って上を渡るとか、下を潜るとかいうよりも道路が下に行って、歩行者が平面にいった方が人に優しいというのも、おっしゃるとおりでございます。現地の地形状況とかもございまして、経済的なこともございまして、いろいろ難しい現状ではあるかと思いますが、いただいたご意見につきましては、市からも事業者の方へお伝えして、検討はさせて頂きたいと思います。

○大貝会長 はい。どうもありがとうございました。

もし何かご意見、質問含めてあれば。よろしいでしょうか。

それでは、後でまた気付いたこと等あれば、事務局の方へ問い合わせただければと思います。次回の審議会で諮問事項となりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、協議事項2番目ですね。都市計画道路8・7・2号西の原殿岡線の廃止及び用途地域の変更について事務局より説明お願いいたします。よろしく願い

します。

○今村 地域計画課の今村と申します。

それでは、現在都市計画の変更を予定している都市計画道路、西の原殿岡線につきまして、ご説明させていただきます。当日配布資料の 2-2 と 3 の方をご用意ください。今回変更を予定しております西の原殿岡線に関しましては令和 3 年 10 月に開催いたしました都市計画審議会の諮問を経て、同月に飯田市土地利用基本方針の変更を行い、都市計画決定に向けての手続きを進めてきたところであります。

具体的な説明の前に、時間も経ってしまっておりますので、土地利用基本方針の変更の経緯について初めに振り返らせていただきます。資料 2-3 をご覧ください。

自転車歩行者専用道路であります、西の原殿岡線は、羽場大瀬木線及び飯田南道路の東側を並行して走る都市計画道路となっております。

この道路の概要に関しましては、昭和 60 年 7 月に北方土地区画整理事業に併せ、急速な市街化が予想される地域に、児童・生徒の通学路の安全確保を目的に計画をされた道路でありまして、計画幅員 7 m、計画延長約 1.5km の都市計画道路となっております。

現時点での整備率は 34%約 0.5km のみとなっております、未整備区間が約 1 km、長期未着手状態で残っております。図の中では、赤の実線で示した区間が整備済み、赤の点線で示した区間が未整備区間となっております。このような状況の中、令和 2 年 3 月に羽場大瀬木線の切石～北方工区が開通し、また、飯田南道路の計画も示され、それぞれの路線に歩道が確保され、自転車通行も可能となっていることから、これらの 2 路線によって、これまで西の原殿岡線に求められていた機能・役割が代替され、西の原殿岡線の必要性が低下しました。このような理由から、西の原殿岡線を飯田都市計画道路の見直し方針内へ廃止候補又は変更候補として位置づけを行ってきたという経緯となります。

以上が、土地利用基本方針の変更に関しての振り返りとなりますが、ここからは西の原殿岡線の都市計画の変更に向けてこれまで行ってきた手続きの経過と今後のスケジュールの説明をさせていただきます。そのまま資料 2-3 をご覧ください。

西の原殿岡線につきましては、令和 3 年 8 月から令和 4 年 1 月にかけて、当該路線に関連する地域の役員、及び、北方、大瀬木、上殿岡区との協議を行って参りました。

その中で、都市計画道路の廃止に伴い、市道伊賀良 39 号線拡幅の要望があり図の中に記載しておりますが、西の原殿岡線の未整備区間と並行して走る市道になります、当該路線について飯田市としても歩道付きの道路拡幅改良を検討し対応していくという事

で、都市計画道路の廃止手続きに関しての合意を得ております。

今後のスケジュールに関しまして、資料2-2をご覧ください。

西の原殿岡線の変更は、変更の起因となります、飯田南道路の手続きと併せて行っていく予定となっております。本日、赤枠の都市計画審議会を行わせていただいておりますが、今後は飯田南道路の変更手続きに併せまして、都市計画原案の作成後、住民説明、パブリックコメント、公聴会、都市計画案の作成、縦覧を行った後、飯田市都市計画審議会でご審議いただけるよう手続きを進めていきたいと考えております。

都市計画決定の時期に関しましては、飯田南道路と同じく、令和4年度中の告示を目途にスケジュール調整を行っているところであります。

以上が都市計画道路 西の原殿岡線の変更に関する説明となります。

引き続き、用途地域の変更についてのご説明を担当からさせていただきます。

○鞍馬 地域計画課の鞍馬です。よろしくお願いいたします。

今回の飯田都市計画用途地域の変更につきましては、都市計画道路 西の原殿岡線の廃止に伴うものでございます。当日配布資料2-1 2(2)をご覧ください。

用途地域の変更に関する市の方針につきましては、ご覧の4つのおりとなっております。

ア 人口減少時代に向けて、新たな用途地域の指定、拡張は行わない。

イ 引き続き現在の状況を維持できるよう、最小限の変更とする。

ウ 原則として、現行の用途地域による制限よりもさらに制限が強化されないよう既存建築物に配慮する。

エ 第一種低層住居専用地域については、二世帯住宅など多世代で支え合う生活が実現できるよう建ぺい率と容積率の一部を緩和する。

地区要望等のあった箇所が3箇所存在していたが、これまでに羽場地区の2箇所と同様の緩和を行ってきており、今回で全ての見直しが完了することとなる。

これらの方針に基づき用途地域の変更を予定しております。

初めに、今回の用途地域の変更で関係する用途地域の種類についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

こちらの表は、皆様へお配りしてあります土地利用ハンドブックの中に入っております、土地利用基本方針 資料編の資料3「都市計画における用途地域など」より抜粋したものでございます。今回の変更で関係してきます用途地域は、緑色の第一種低層住居専用地域、黄緑色の第一種中高層住居専用地域、黄色の第一種住居地域、ピンク色の近隣

商業地域、紫色の準工業地域の5種類となります。

次の資料をスクリーンにてご覧願います。こちらは、それぞれの用途地域で建てられる建築物と建てられない建築物の用途を表にしたものになります。土地利用ハンドブックの中にある資料となりますので、またご確認いただければと思います。

それでは、次に当日配布資料2-4について、ご説明いたします。スクリーンも併せてご覧願います。

こちらはこの度の変更を行う用途地域の概要図となっております。変更内容の詳細につきましても、後ほどご説明いたします。簡潔に申し上げますと、この度の変更は、都市計画道路の廃止に伴いまして、用途地域の境界線を都市計画道路によるものから現道の境界線や地形、地物等に合わせて変更をするものでございます。変更箇所につきましては、資料の赤い点線部分となっております。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。資料の地図の方位は、上が北、下が南となっております。北側から南側へ順に説明させていただきます。

今回の変更箇所は全て、廃止を予定する都市計画道路8・7・2号西の原殿岡線の計画道路端から7mの位置にある旧中津川線JR用地界を境界とし、西側と東側に用途地域が分かれています。都市計画道路の見直しによる当該路線の変更、廃止に伴い、都市計画道路から7mにある旧中津川線JR用地界としているものを、地形・地物等に変更します。

まず、紫色で塗られている準工業地域、緑色で塗られている第一種低層住居専用地域の変更箇所の境界について、都市計画道路から7mにある旧中津川線JR用地界としているものを、地形・地物等へ変更します。また、第一種低層住居専用地域については、二世帯住宅など、多世代で支え合う生活が実現できるよう建ぺい率40%と容積率60%であるものを、建ぺい率50%と容積率80%に緩和します。この緩和を行うことで、敷地面積が200㎡の敷地の場合、以前は建築面積80㎡までしか建築ができなかった敷地が、緩和後は100㎡まで建築できることとなります。つまり、緩和前と緩和後で20㎡の余裕ができ、6畳2間が19.87㎡なので、緩和前に建ぺい率の限界まで建築をしていた敷地でも、6畳の部屋が2部屋程度は増築できるようになります。

次に、黄色で塗られている第一種住居地域、黄緑色で塗られている第一種中高層住居専用地域の変更箇所の境界について、都市計画道路から7mにある旧中津川線JR用地界としているものを、現道の境界線へ変更します。

続きまして、国道153号線アップルロードを超えて南側になりますが、紫色で塗られ

ている準工業地域、ピンク色で塗られている近隣商業地域、黄色で塗られている第一種住居地域の変更箇所の境界について、都市計画道路から7mとしているものを地形・地物等に変更します。

最後に、紫色で塗られている準工業地域、黄色で塗られている第一種住居地域の変更箇所の境界について、都市計画道路から7mとしているものを地形・地物等に変更します。用途地域を変更することについて、影響があるかどうかあらかじめ既存建築物調査等で確認しておりますが、当該変更により法に適合しなくなるような建築物等はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

○大貝会長 はい。ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入りたいと思います。先ほど同様にまず質問から受けたいと思います。予定の時間は若干過ぎておりますが、折角の機会ですから皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

質問がなければ、ご意見でも構いませんが。よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

今回の飯田南道路の事業化に伴って、これまで自転車歩行者専用道路だった都市計画決定されたものを廃止して、それに伴って用途地域の変更も現況に併せて行うということですね。特にご意見あるいはご質問もないようですので、以上とさせていただきます。

それでは、これで本日の協議事項は以上となります。

今日、いくつか飯田南道路についてはご意見、ご質問等出ました。次回の諮問に向けて本日のご意見等を調整して、また審議会に臨んでいただけるよう事務局によりしくお願いいたします。

それではこれですべての協議が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

9. 閉 会

○近藤 ありがとうございます。本日協議いただきました2点につきましては、次回の審議会でご審議いただくということでございますけども、本日、時間の都合で十分な質疑の時間が取れなかったかと思えます。大変ご迷惑をおかけしましたが、事務局の方にご質問等ございましたら後日でも結構でございますので、問い合わせいただければ返させていただきます。よろしくお願い致します。また、次回の審議会等でそれらにつきましてもご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、閉会にあたり、米山建設部長より一言申し上げます。

○米山建設部長 大変ありがとうございました。建設部長の米山でございます。

本日は、次回審議会へ向けての勉強会という形でございましたけども、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。本日、事務局からご説明をさせていただきました協議事項ですけれども、説明の中で申し上げたとおり、年度内での決定あるいは変更を目指して手続きを進めているところでございます。今後、第2回の審議会も調整が整い次第開催をさせていただく予定でございます。改めまして開催通知についてご連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も当市の都市計画の重要な事項につきまして審議をお願いしてまいりますので、ご協力いただけますようによろしくお願ひ致します。

本日はありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和4年度第1回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

閉 会 11時20分